

篠崎 進士 法律事務所報



2013年 夏号

02 『社会対暴力団』・・・事業者と市民の責務

所長弁護士 篠崎芳明

03 反社会的勢力に対する保証協会付融資に関する
大阪高判平成25.3.22金商1415号16頁について

副所長弁護士 進士 肇

04 「原告とタッグを組んで、被告の妨害乗り越えて・・・」

弁護士 寺嵐毅一郎

05 弁護士の懲戒

弁護士 杉山一郎

06 判例理論の形成と事件のスジ

弁護士 清水恵介

07 民暴ABC 反社との面談・交渉の仕方について(その3)

弁護士 小川幸三

08 近況報告

『社会対暴力団』・・・ 事業者と市民の責務

嘗ては、暴力団取締（対策）は警察が行うべきものとされ、警察対暴力団の構図があった。事業者や市民は、暴力団の不当要求に対して毅然とした対応を行うべきものとされていた。

しかしながら、一部暴力団が莫大な資金を活用して経済社会に深く食い込んでいる実態が明らかになったことから、ひとり警察に対応を任せることでは足りず、社会全体として対処することを要する、すなわち事業者と市民が積極的に暴力団排除に取り組むことが期待されるようになった。

すなわち、政府は、平成19年に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を明らかにして、事業者に対して「取引を含めた一切の関係遮断」を求め、「企業の倫理規程、行動規範、社内規則等に明文の根拠を設け、担当者や担当部署だけに任せずに、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として対応する。」ことを要請した。

平成23年施行の東京都暴排条例は、都民に対して

- 1 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、都又は暴迫都民センター等に当該情報を提供すること
- 2 都が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画又は協力すること
- 3 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことを求めた。

さらに、事業者に対しては、その行う事業に係る契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認める場合には、当該事業に係る契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するよう努め、その行う事業に係る契約を書面により締結する場合には、次に掲げる内容の特約を契約書その他の書面に定めるよう努めるものとしている。

1 当該事業に係る契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該事業者は催告することなく当該事業に係る契約を解除することができること

2 工事における事業に係る契約の相手方と下請負



篠崎・進士法律事務所所長
弁護士 篠崎 芳明

人との契約等当該事業に係る契約に関連する契約（以下「関連契約」という。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該事業者は当該事業に係る契約の相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができること

3 前号の規定により必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、当該事業に係る契約の相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合には、当該事業者は当該事業に係る契約を解除することができること

このように、今や暴力団対策は、市民や事業者が社会全体として取り組むべき重要事項になっている。
社会対暴力団と呼称される所以である。

暴力団など反社会的勢力排除に向けた企業の取組状況について、平成24年11月に公表された全国暴力追放センター、日弁連、警察庁などが共同して行った「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に関するアンケート」調査結果（回収率28.9%）から、反社会的勢力による不当要求に応じた企業が2割弱もあり、反社会的勢力のデータベース構築割合は12.1%にすぎないことが明らかになった。

社会の暴力団への取り組みは、まだまだ低調と言わざるを得ない。

当法律事務所は、暴力団被害の予防と排除に向けて、今後とも全力を傾注していく決意を固めている。

皆様には当法律事務所に対して、更なるご支援をお願いしたい。

2013年（平成25年） 7月

反社会的勢力に対する 保証協会付融資に関する 大阪高判平成 25.3.22 金商 1415 号 16 頁について



篠崎・進士法律事務所副所長
弁護士 進士 肇

1. 本判決は、原審である1審神戸地裁姫路支部の判決（平成24年6月29日金商1396号35頁）が、「本事案が保証協会による斡旋であったことに鑑みると、本判決の結果の座りの悪さについては賛否両論あり得る。控訴審の判断が注目される」と解説されており（「銀行法務21」756号45頁）、その注目されていた控訴審の判決です。

2. 本判決の事案ですが、X信用金庫が主債務者Aに対し、当初元金400万円の「本件貸付1」と、当初元金150万円の「本件貸付2」と、2本の貸付を、いずれもY信用保証協会の保証付きで行いました。本件貸付1は協会斡旋保証であり、本件貸付2は金融機関経由保証です。その後Aは返済を滞らせ、そのころXにおいてAが反社会的勢力（以下「反社」）であることが判明しました。XがYに対し、保証契約に基づき、残代金479万円余（本件貸付1・2の残元本合計）の支払を求めたところ、Yは、保証契約締結当時、YはAが反社でない信じていたので、同契約は錯誤ゆえに無効である（民法95条）と主張して争い、保証契約に基づく支払を拒絶しました。結果的に反社Aに金流れ、Xにはその返済を受ける目処が立たず、返済を受けられない不利益につき、本来協調関係にある金融機関と信用保証協会とが、反社チェックの不備を巡ってどちらが負担するかを争ったという、誠に不幸な事案であります。

1審判決は、Yの錯誤無効の抗弁を認め、Xの請求を全部棄却したので、X信用金庫が控訴しました。

3. 控訴審では、①Yの錯誤無効の成否、②Yの重過失の有無（民法95条但書）、③Yが錯誤無効を主張することが信義則（民法1条3項）に反するか、などが争点になりました。控訴審判決では、Yの錯誤無効を否定しましたが、協会斡旋保証分の信義則違反について、概要次のとおり判示しました。

「融資及び信用保証を行うことに問題がないと判断して、XにAへの融資を斡旋したYが、同じく融資を行うことに問題ないと判断して融資を実行したXに対し、錯誤無効を主張して、その保証債務の履行を全部免れること、すなわち、反社勢力との関係遮断を求められているYが、Aが反社であることを見抜けなかったにもかかわらず、Aに対する融資案件をXに斡旋し保証料を受領しておきながら錯誤無効を主張してその保証債務の履行を全面的に免れることについては、著しく衡平に反すると評価せざるを得ない。

当事者双方の担当者はいずれも、Aに面談して聴取り調査をし、内部のデータベースを利用して、Aが反社勢力に該当していないかを調査しているが、Yの担当者はそれだけに留まらず、Aが営む建設業の事務所を直接訪問して調査を行った上、Aが反社勢力であることを疑わせる事情は認められないと判断したのに対し、XはAの事務所を訪問した上での調査まではしていない。これらを総合考慮

すれば、Yが本件貸金1の残元本及び利息の2分の1について、錯誤無効を主張して履行を拒絶することは、信義則ないし衡平の観念に照らして許されない。」

本判決はこのように判示して、1審判決を変更し、X信用金庫の請求を協会斡旋融資である本件貸付1の残元本等につき半分の請求を認容しました。Xに半分の請求を認容し、Yに半分の免責を認めたわけですから、結論としては痛み分けです。

4. 本判決（控訴審判決）は、信義則の適用に関し、反社該当性に関するX信用金庫とYの調査の深度の違いを指摘しています。信用保証協会と金融機関といずれの持ち込み案件かという点を判断材料の一つにしているので、「言い出しっぺはどちらか」ということになりそうですが、事はそれほど単純ではありません。協会斡旋保証であっても、本判決は、（信義則によって全面的な免責こそ認めなかったものの）半額について履行の拒絶（錯誤無効の抗弁）を認めています。これは、信用保証協会と金融機関の双方の反社チェックのうち、金融機関側の反社チェックに融資先Aの事務所の訪問が欠けていた点を考慮した結果です。言い出しっぺの信用保証協会が錯誤無効を主張するのは通常人の良識に著しく反すると指摘しつつも、他方で金融機関側の反社チェックも甘かったので、痛み分けの結論としたのです。

それでは、金融機関側が実地調査をしていたら反社認定ができたのかというと、それもまた困難だったと言えましょう。というのも、信用保証協会YもAの事務所を訪問したのに、Aが反社だと見抜けていないのです。本判決は、反社性を発見できたか否かという「結果」ではなく、反社性を発見するために必要な調査を尽くしたかという「プロセス」それ自体に着目したとも言えます。

本判決は、「現在の日本社会において、企業活動から反社勢力を排除しようという要請は強く、特に金融取引の分野では反社勢力の活動への資金的支援となることを防止するためにも、反社勢力との関係遮断が強く求められている」と判示しています。金融機関の社会的責任に言及した、意義深い判決です。

「原告とタッグを組んで、 被告の妨害乗り越えて・・・」

弁護士登録したのはついこの間の春だったような気がするが、もう17年目に入ったらしい。うかうかしていると、じきに登録20年、「ベテランじゃん!」と自分に驚く。そのせいなのか、年齢なのか、最近、昔のことをよく思い出す。昔読んでいた漫画の話は前回の近況欄に書いたが、今回は実務修習中に巡り会った裁判官の、印象的な一言をご紹介します。

19年前、修習先として某関東の小都市に配属された私は、現在の姿を知って下さる皆さま方には意外なことに（笑）、軽く「問題児」だったらしく、某地裁での裁判修習初日には、どこからどのような申し送りがなされたものか、早朝、地裁総務課の係長がわざわざ自宅に電話をかけてくれ、「今日は開始式だから、くれぐれも遅刻などしないように。」と念押ししてくれたくらいだった（この係長は、親戚のおばさまのような優しい女性で、「駄目だよ、寺ちゃん。」という声音の温かさ忘れ難い）。もっとも、その電話があまりに早朝だったので、電話を切って二度寝した私は、結局、開始式に遅刻してしまったのだが。寝癖頭で開始式に駆けつけた私をみて、当時の女性部長が嬉しそうに大笑いしていたこと、この部長からは後日宴会の折に「わたし、そーいう人、大好きなの。」という寛大な(?) お言葉をいただいたことも今思い出した。

そんな、合格者気分が抜けきらない、脳天気な修習生の私をことのほか可愛がって下さったのが、当時右陪席だったA裁判官だった（可愛がって下さったと言えば、実務修習が終わって某都市を引き上げる前日、引越しの荷造りが間に合わない泣きつき、徹夜で手伝っていただいた左陪席のB裁判官はじめ、皆さま、劣等生の私を過分に可愛がって下さったのだが）。

折に触れ、「寺寫君、君の良さは見る人が見れば分かるから。」などと有難いお言葉をかけて下さった、このA裁判官に、「原告と被告は、民事裁判でどちらが有利とありますか?」と、今にして思えば若干ピントの外れた質問をしたところ、「もちろん事件の筋によるから一概に言えないけどね。」と前置きして、A裁判官はこう言ったのだ。「ただこうは言える。訴状が良くできていて、き



弁護士 寺寫 毅一郎

ちんと証拠が提示してあれば、裁判所は『この事件はそういうことなんだろうな。』と思うよ。そうすれば、あとは裁判所は原告とタッグを組んで、被告の『妨害』乗り越えて、判決というゴールを目指すことになるね。」

漠然と「裁判官は（当事者の訴訟活動がどうあれ）全てを見通し、真理を言い当てる、全知全能の神の如き存在であるべき。」的な、甘えた考えを持っていた私は、身近に接する裁判官から、飾らない生の言葉を聞き、目から鱗が落ちた。

質問が幼稚だったため、回答も若干乱暴になっているが、この時A裁判官が言いたかったことは、正確には、多くの実務家が「訴状と答弁書により」、「訴状、答弁書と原告第1準備書面により」、すなわち、訴訟の初期段階における主張立証の充実度合いにより、訴訟の帰趨は事実上決する、と言っているのと同じ趣旨だったろう。A裁判官は、表向きの言葉でない、職業裁判官の「本音」をもって、「弁護士の行う全ての訴訟活動は、生身の職業アンパイアである裁判官に向けた『説得』であり、事件係属の最初の段階から（暫定的であれ）心証形成を行う、多忙な裁判官に対して、弁護士が可能な限り早期に充実した主張立証活動（説得）を行い、心証を形成する上で必要な材料を提供することにより、訴訟の帰趨を自己（依頼者）に有利に運ぶことができる。」という民事訴訟の「真実」を、未熟な私に教えてくれたのだ。

A裁判官は、後に異動され、東京地裁の部総括判事として、誰もが知る画期的な判決も下されたが、その後お会いする機会が無くとも、A裁判官があの時教えて下さった「真実」は、私が弁護士として民事訴訟を手がける上で、今も大切な基本になっている。

弁護士の懲戒

1 懲戒処分数

最近弁護士の懲戒事例が新聞によく掲載されています。また、弁護士の懲戒をテーマにしたブログ等も見かけます。もちろん弁護士に対する懲戒制度は、弁護士自治のあらわれとして以前から存在しておりますが、弁護士の懲戒件数は増えたのでしょうか。

日弁連の弁護士白書2012年を見ると、1995年では576件の懲戒請求、39件の懲戒処分に対し、2011年では1885件の懲戒請求、80件の懲戒処分がなされており、懲戒処分数が倍増しています。ただし、その間司法制度改革により弁護士が急増していますので、弁護士会員数に対する被懲戒弁護士の割合は、1995年も2011年も同じ0.25%です（ここ10年間はおおむね0.20%~0.35%の間を推移しているとのこと）。

弁護士会員数という分母が増えたために被懲戒弁護士の数も増えたと言えそうです。マスコミが積極的に報道するため、弁護士の懲戒処分が目につく状況だと考えられます。

なお、懲戒請求の中には、相手方の弁護士に対する業務妨害を意図したものが多数あります。このような懲戒請求は不処分で終わりますので、懲戒請求件数の増加が弁護士のモラル低下を示すとはいえません。

2 懲戒処分の内容

毎月発行される日弁連の「自由と正義」という雑誌の巻末には懲戒処分に関する情報が掲載されています。懲戒処分の内容を他山の石とするよう心がけていますが、主な内容をいくつか挙げたいと思います。

(1) 金銭関係

依頼者等の金銭を横領してしまったケースなどです。新聞で一番よく報道されるのがこのケースです。

(2) 事件処理関係

仕事を長期間放置していたり、法定期間を忘れてしまった場合などです。事件処理にあたって依頼者の意思の確認が不十分な場合なども含まれます。交通事故の場合には、保険会社だけでなく必ず被保険者の意思を確認するよう心がけています。専門家として要求される知識・能力がなかった場合や調査不足、説明不足なども含まれます。日頃から鍛錬が必要ですね。



弁護士 杉山 一郎

(3) 双方代理

相手方の依頼も受けてしまうことです。遺言執行の場面で多いように感じますので、気をつける必要があります。なお、大手事務所ではコンフリクトが日常的に生じるため、事件の依頼を受けられないことが多いとも聞きます。

(4) 非弁提携

弁護士ではない者に弁護士業務をさせることです。よくあるのが、債務整理を事務員に任せっきりで弁護士は印鑑を押すだけ、依頼者とも面談しないというケースです。債権者から依頼を受けて債務整理を請け負った法律事務所に連絡をすると、弁護士に電話を繋ごうとしないこともあります。

(5) 暴言

法廷で相手方を罵倒したとか、準備書面で名誉を毀損したなどです。依頼者の利益のため、ある程度はきつい表現になることもあり得ますが、懲戒内容として公表されているものは、目も当てられないようなひどい表現ですね。感情にまかせて事件処理に当たってはいけないと痛感させられます。

(6) その他

犯罪を犯した場合などがあります。ただし、禁錮以上の刑に処せられた場合には、弁護士となる資格を失います。禁錮以上の刑に処せられた場合としては、弁護士が覚醒剤を使用・所持で逮捕されたケースがありました。極端なケースではありますが。

3 なお、不当な懲戒請求をした場合には、裁判で慰謝料の請求が認められた事例もあります。相手方の弁護士に圧力をかけるためだけを目的として懲戒請求することは厳に慎むべきです。

判例理論の形成と事件のスジ

昨年の12月14日、最高裁は、元本確定前の根保証債務の法的性質という理論的問題に関し、注目すべき判決を下した（金融・商事判例1408号16頁）。

同判決によれば、「根保証契約を締結した当事者は、通常、主たる債務の範囲に含まれる個別の債務が発生すれば保証人がこれをその都度保証し、当該債務の弁済期が到来すれば、当該根保証契約に定める元本確定期日・前であっても、保証人に対してその保証債務の履行を求めることができるものとして契約を締結し、被保証債権が譲渡された場合には保証債権もこれに随伴して移転することを前提としているものと解するのが合理的である」というのである。

この点、民法学の大家、我妻栄は、かつて、「基本関係が正常に継続している間は、債権者は、特別の定めない限り、個々の債務について保証人に請求することができず、基本関係が終了したとき、または保証人の保証期間が終了したときに、はじめて請求することができる」と述べていたし、鈴木禄弥もまた、『注釈民法』でこれを支持していた。その伝統的見解に対し、最高裁は、“合理的意思”という同じキーワードを用いつつ、反対の結論を導いたのである。

ところで、根保証は、私が10年近く前に下級審裁判例の評釈（判例タイムズ1125号16頁）を担当して以来、強い関心をもってきたテーマの1つである。上記の法的性質論についても、既に、平成16年の保証制度見直しに際して論稿を著している（日本法学71巻4号1121頁）。そこで、少し前に執筆依頼のあった税経通信という雑誌の判例評釈をこの判決で書くこととし、この問題をあらためて再考してみることにした。

執筆当初、私は、もっぱら根保証の法的性質に焦点をあてて検討していた。その結果、元本確定前の根抵当ですら、被担保債権が現存し、その少なくとも一部について履行遅滞が生じていることが抵当権実行の要件とされ、つまりは、「優先弁済を受けるための付従性」と説かれる最低限の付従性は具備しているのであって、この点



弁護士 清水 恵介

では根保証も根抵当も構造的な違いはなく、したがって、当事者の“合理的意思”という不明確な要素によらずとも、理論的に本判決の帰結を導けるのではないかと考えるに至り、評釈（税経通信2013年6月号189頁）ではその点を強調した。

しかし、その後、念のためにと思い、東京地裁で事件記録を閲覧したところ、本件被担保債権は、かのSFCG（旧商工ファンド）が関連企業に対して危機時期に無償で債権譲渡をし、その後、破産管財人がこれを否認して別件の訴訟となっていた被譲渡債権の一部であることがわかった。管財人の請求内容は価額償還であったため、否認が認められても債権の帰属に変更はなく、私が評釈した裁判には何らの影響もないものの、根保証債務の随伴性を原則肯定するという本判決の一般法理が、実は、ノンバンクに対する法人保証であり、かつ、極めて特殊な状況下で行われた債権譲渡の事例に関して判示されたということになるのであって、このことが今後、疑問視される可能性はある。今回、最高裁のお墨付きを得たことで、SFCG側で作成した本件根保証の定型文言が標準化されてしまうのではないかと危惧もあろう。

ただ、最高裁は、過去の根保証人たちが本件の貸主に対して抱いているかもしれない遺恨など、まったく意に介さないかのようである。あくまで抽象理論としての法解釈に争いがあり、この点に決着をつけるべき時期が到来したと判断した場合には、いかなる事例であれ、これを取り上げ、判決を下す。期せずして、事件のスジなるものは、判例理論の形成に影響を及ぼす要因にならないという一例を知ることとなった。

当事務所のホームページです。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。
ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。



反社との面談・交渉の仕方について（その3）

弁護士 前回、リーダーが退席するタイミングを決めるという「帰り方を決めておく」ことを説明しましたが、「帰るときは明確な意思表示をする」ことも重要です。

不動産会社管理部長 それはということですか。

弁 彼らは、自己の不当要求を実現するために、自己の支配領域内でこちらに物理的・心理的抑圧を加えるわけですから、こちらが彼らの不当要求に屈するまではこの支配領域から解放させまいとするのは当然です。深夜営業のファミレスで深夜から明け方まで6時間以上拘束され、最後は意識が朦朧とした中で念書を書いて解放されたというケースも多数あります。そうすると、そうなる前に「話し合いを打ち切って帰ることができるかどうか」が、重要なポイントになる訳なんです。

部 なるほど。たとえファミレスでも、一般の人は、助けを求めようとしたら彼らから何をされるか判らないという恐怖で、助けなど呼ばませんよね。

弁 そのとおり。彼らはこちらをそういう心理状態に追い込んでいるわけです。彼らは、「話し合いに熱中してそんなに時間が経ってしまいましたか。でも、〇〇さんは帰ると言いませんでしたよ。帰ると言ったら、当然、帰っていただきましたよ。」と言いますから。

部 ずるいですね。

弁 ですから、このような心理的拘束の場合には、これを突破しなければいけません。はっきりと明確に、「これ以上お話し合いはできません。帰ります。」と言って帰る意思を伝えて立ち上がるのです。用があるかどうかという、帰る理由は言う必要はありません。これに対して彼らが怒鳴ったり、押さえつけたりしたら、更に、「やめてください、何をするんですか！わあ誰か助けて〜。」と半べそをかきながら大きい声をあげるのです。

部 じゃ、じゃ。それはちょっと……。

弁 当然、彼らは「大の大人が大声を出すんじゃない！」とか「なに、半べそかいて恥ずかしいのか！」とか「まあまあそう興奮しないで落ち着きましょうよ」などと言ってやめさせようとします。しかし、それもこちらがそういうことをしないように仕向ける心理的拘束の1つなのですから、その上手をいきます。彼らがそこで脅迫的文言をいえば脅迫になりますし、体の押さえつけ方如何では暴行に当たる場合もあります。それをとらえて「離してください。もう怖いんです。怖くてこれ以上お話し合いはできません。」と言います。このときばかりは、「物わかりのいい大人」ではいけないのです。

部 じゃ、じゃ。これって、むしろ彼らのやり方のような気がしますけど……。



弁護士 小川 幸三

弁 そのとおりです（笑）。そして、もう1つ。彼らが心理的拘束ではなく、現実にも場所的・物理的拘束をしてこないという保障はありません。特に、どうしても1人で彼らの支配領域内で面談をしなければならない場合には、このリスクが大きくなります。そこで、そのための用心として「帰れる態勢を作る」ということが重要です。

部 具体的にはということですか。

弁 面談に参加しない協力者に、面談開始後1時間毎に面談者の携帯に電話をかけてもらい、その電話に面談者が出ない場合には、協力者は警察にすぐに相談に行き、警察から現場（彼ら）に問い合わせの電話をかけてもらうという態勢を予め取ります。そして、面談者は1時間毎にかかってくる電話に出て、「まだ話し合い中です」と伝えて無事であることを伝えるのです。

部 彼らは、「話し合いの最中に電話なんか受けるな！失礼だろ！」と言ってくるんじゃないですか？

弁 彼らには「この電話に出ないと、部下が私のことを心配して警察に相談にいらしてしまいますので、出る必要があるので。」って言えばいいのです。

部 そんなこと言ったら彼らはぶち切れませんか。

弁 それも、こちらにかかる行為をやらせないようにするための心理的拘束の一つですから、気にしてはいけません。「会社の指示で定期連絡が義務づけられているのです」とか「弁護士の命令でそうしなければならないのです」とか言えればいいのですよ。ポイントは、自己の支配領域内にいる1人の人間が外部と繋がっている、場合によっては警察に行くかも知れないと彼らに知らしめることによって、彼らが無茶な行為に出られないように牽制することにあります。私も1人で彼らの支配領域内で面談しなければならないときは、そうしていますから。

ああっ、また誌面が尽きてしまいました。この続きはウェブで。

部 いいえ、「次回」ですから、先生。



弁護士 篠崎 芳明

日経メディアマーケティング社主催の「反社会的勢力対策」巡回講演（福岡、大阪、名古屋、東京）、日大大学院授業、警察大学校での大講義講義、株主総会での事務局業務など訴訟活動以外の業務にも元気がいっぱい取り組んでいます。
少しばかり酒量が増え気味であることが唯一の気がかりという昨今です。



弁護士 進士 肇

2月の東京マラソンでは残念な「完歩」となってしまったので（4時間47分）、4月の「かすみぐらマラソン」では搦手重來を期し、始終冷たい雨の降る中を雨合羽を羽織りながら、思いっきりスローペースで入ったことにより、何とか完走できました（4時間38分）。本年4月から、最高裁判所司法研修所の民事弁護教育を拝命しており（予定任期3年）、3年間で400名余の教え子を持つことになります。この事務所報が皆さんのお手元に届くころには、8月から始まる集合修習に備えて緊張の時を送っていることでしょう。東京弁護士会倒産法部の部長も2年目を務め、ますます充実しています。



弁護士 小川 幸三

警視庁留置施設視察委員を拝命して4年目。最後の年を迎え、国民から信頼され納得される警察留置業務の実現に、お役に立てればと考えております。また、民暴講演で訪れた先で、警察大学の警部任用課卒業の皆さんと再会し、暴排談義をして、彼らの活躍する姿を確認することも、私の楽しみの1つになっております。



弁護士 寺寫 毅一郎

この原稿を書いている時点では、まだこの夏が猛暑なのか並なのか冷夏なのかは分かりませんが……。個人的には、できればあまり暑くならないでくれと思っています。黒点が消えると太陽活動は縮小するのがこれまでの歴史のようだし、「CO₂の温室効果をも跳ね返し、地球は寒冷化へ」意外とアリではないでしょうか。



弁護士 杉山 一郎

アルバイトの年取より低い、年収が100万円以下の弁護士が2割を占めるという記事を読みました。かつて人の役に立っている限り飢え死にすることはない、感謝されるならば喜んで成仏できるはずと仰った大学教授もいますが、やはり恒産なくして恒心なしというように、ある程度の経済的な基盤が確立する必要があるのではないのでしょうか。



弁護士 中山 祐樹

最近、デジタル一眼レフカメラを購入したので、休みの日に持ち歩いて遊んでいます。写真を撮るという目的ができると、今まで行かなかったような場所に行くようになったり、気付かなかったものに気付いたりして新鮮です。あまりカメラに熱を上げると、次々と高いレンズが欲しくなるといふ「レンズ沼」にはまるそうです。



弁護士 石黒 一利

お正月に妻から「今年の目標は?」と聞かれたので、冗談で「シングルプレイヤー」と答え、妻に「もっと他に大事なことがあるでしょう」と呆れられてしまいました。しかし、今年は真面目にゴルフに取り組もうと思い、コースに行かない週末は、早起きしてゴルフ練習場に行っています。ただ、いつになったら成果があらわれることやら。。。。



弁護士 鈴木 哲広

「セバタクロー」というスポーツをご存知でしょうか。バドミントンコートにネットを張り、3人1組でネットを挟んで足や頭を使ってボールを相手コートに蹴り入れる競技で、いわば「足でするバレーボール」です。私は大学時代にセバタクローに熱中していましたが、最近、約10年ぶりに当時の仲間と練習を再開しました。昔取った杵柄…とはいきませんが、楽しく汗をかいています。



弁護士 鶴岡 拓真

弁護士となり、あっという間の半年が経過しました。日々新しい発見をし、充実した毎日を過ごしております。先日、初心者であるにもかかわらず、ゴルフコンペに初参加させていただき、煙霧という珍しい天候の中、散々なスコアを出して参りました。仕事に関しても、ゴルフに関しても、少しずつでも成長できまよう精進して参ります。



弁護士 山口 和男(客員)

近時、日本経済の発展のため国内の原子力発電所再稼働の可否が問題化している。これはいずれ裁判上でも直面する問題である。裁判は中立性を基本とし伝統的な理念と理論により検討されるが、当事者の価値観が分裂しているこの紛争は宿命的な難問を抱えている。裁判所は、時流に流されず、伝統に囚われない自らの責任において、誠実な熟考の下に創造的な判断をするのを期待するものである。



弁護士 清水 恵介(客員)

本号で言及した根保証の判例評釈のほかに、成年後見法の論文・判例評釈を執筆しました。論文の方では、保佐人に財産管理権を認める解釈論をあらためて正面から論じ（成年後見法研究10号124頁）、判例評釈の方では、成年後見人の融資責任（金判1411号94頁）と任意後見人の解任事由（実践成年後見45号118頁）をそれぞれ検討しています。



税理士 藤代 節子

今年の税制改正は、相続税や贈与税だけでなく金融・証券税制も大きな改正が含まれていました。中でも教育資金の一括贈与は皆様関心が高いと感じています。相続税は平成27年以降、基礎控除縮小や小規模宅地の減額の拡充、最高税率の引き上げとなっています。試算すると増税を実感します。